

○泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例施行規則

昭和 55 年 4 月 1 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例(昭和 54 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(ごみの搬入)

第 2 条 ごみを処分するため処理場に搬入しようとするものは、関係市町の発行する廃棄物搬入証明書₁の交付を受けなければならない。

2 処理場への搬入は、次に揚げる自動車による方法に限るものとする。

(1) 普通自動車

(2) 小型自動車(四輪以上の自動車に限る。)

(3) 軽自動車(四輪以上の自動車に限る。)

(ごみ量の認定)

第 3 条 ごみ量の認定は、第二事業所の計量器で行う。

(手数料の徴収方法)

第 4 条 ごみを搬入するものについては、第二事業所において徴収する。

(手数料の減免)

第 5 条 条例第 4 条の規定により手数料の減免を受けようとするものは、関係市町長に申し出のうえ、承認を受けなければならない。ただし特に管理者が認めた場合は、この限りでない。

付 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 6 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

付 則(平成 27 年 10 月 29 日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。